

IASB 及び FASB による 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の影響への対応

ASBJ 副委員長 かわにし やすのぶ
川西 安喜

はじめに

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の広がりや世界中の企業の活動に広範な影響を与えているが、それにより会計上の論点が生じ、各国の会計基準設定主体が対応を迫られている。また、新型コロナウイルス感染症が広がる前から会計基準設定主体が取り組んでいた基準開発活動にも影響が出ている。

本稿では、国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) による新型コロナウイルス感染症の影響への対応について、金融商品会計基準 (減損、ヘッジ会計) への影響、リース会計基準への影響、及びワーク・プラン等への影響に分けて紹介する。

なお、本稿は2020年5月28日現在の情報に基づいて作成している。また、本稿の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

金融商品会計基準 (減損) への影響

(1) 問題の所在

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた資

金の借手である顧客に対し、資金の貸手である金融機関が利息の減免や支払の猶予を認めることがある (法律や規制によってそれが強制される場合もある)。このようなローンの条件変更について、一律にローンが問題債権化したものとして会計処理しなければならないのが問題となる。

(2) IASB の対応

IASB は、2020年3月27日、「IFRS 第9号と COVID-19」と題する教育文書を公表し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより生じる不確実性下の IFRS 第9号「金融商品」の予想信用損失の会計処理について見解を示した。

具体的には、IFRS 第9号は、金融商品について信用リスクの著しい増大があった場合に、全期間の予想信用損失を認識することを要求しているが、いつ全期間の損失を認識するのかについて、数値基準や機械的なアプローチを定めておらず、例えば、特定の金融商品のすべての借手に対して支払を猶予することは、自動的にそれらすべての金融商品について信用リスクの著しい増大があったことにはならないとしている。

また、最善の見積りを行う際、将来の予測を

評価するにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、政府による重大な支援策についても考慮すべきであるとしている。

(3) FASB の対応

① 銀行監督当局による共同声明

FASB は 2020 年 3 月 22 日、声明を発表し、同日、複数の銀行監督当局が公表した「コロナウイルスの影響を受けた顧客に協力する金融機関のローンの条件変更及び報告に関する共同声明」について、当該共同声明では新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関連して行われたローンの条件変更の会計処理に言及しているが、その内容は FASB のスタッフと協議のうえ、開発されたものであり、その内容を支持するとした。

米国会計基準は、ローンの条件変更が「問題債権の条件変更 (TDR)」に該当する場合、個別に評価 (引当) し、追加の開示をすることを要求している。共同声明では、新型コロナウイルス感染症に関連して条件変更を行ったローンのすべてについて、自動的に TDR に分類するように銀行監督当局は指導しないこととしている。より具体的には、条件変更時に 30 日以上延滞していない借手に対して、6 か月程度の支払の猶予等を行った場合には TDR とはしないとしている。

② CARES 法

2020 年 3 月 27 日、トランプ米国大統領は「コロナウイルス支援・救済・経済保障法」(通称「CARES 法」) に署名した。CARES 法は 2 兆ドルを超える規模の新型コロナウイルス感染症対策を規定した法律である。

CARES 法には、会計に関連する 2 つの条項が含まれた。1 つは、一定の条件を満たす銀行等に対して、Topic 326 の信用損失に関する定め (予想信用損失に関する新会計基準) につ

いて、①国家的緊急事態が終了する日と②2020 年 12 月 31 日のいずれか早い日まで適用を延期することができるとした。もう 1 つは、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた、2019 年 12 月 31 日時点で 30 日以上延滞していない借手に対するローンの条件変更について、TDR に関する定めを適用せず、また、TDR に該当するかどうかの判断しないことを選択できることとした。この選択は、①国家的緊急事態が終了する日の 60 日後と②2020 年 12 月 31 日のいずれか早い日まで行うことができるとした。

なお、米国証券取引委員会 (SEC) の Teo-tia 主任会計官は 2020 年 4 月 3 日付で、企業がこれらの条項が「一般に認められた会計原則 (GAAP)」に準拠していると判断した場合には SEC のスタッフはこれに反対しない旨、公表している。

金融商品会計基準 (ヘッジ会計) への影響

(1) 問題の所在

米国会計基準では、キャッシュ・フロー・ヘッジを中止した場合、その他の包括利益累計額 (AOCI) に繰り延べていた金額は、予定取引が当初終了する予定であった期間の終了時又はその後 2 か月以内に発生しない可能性が高い場合を除き、AOCI に留めることを要求している。また、稀な状況において、予定取引の性質に関連し、企業の支配又は影響力の及ばない、やむを得ない事情が存在することにより、予定取引が 2 か月経過後に発生する可能性が高い場合があり、そのような場合には、予定取引が純利益に影響を与えるまで、AOCI に繰り延べていた金額は AOCI に留めることとしている。新型コロナウイルス感染症の影響により予定取引が延期された場合、これが「稀な状況

における、企業の支配又は影響力の及ばない、やむを得ない事情」とみなすことができるかが問題となる。

また、米国会計基準では、予定取引が実際には発生しない可能性が高い状態になることが続く場合には、企業が予定取引を正確に予測する能力や、将来、類似の取引にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を用いることの適切性に疑義を生じさせるとしている。新型コロナウイルス感染症の影響で予定取引に関して誤った予測を行ったことにより、AOCIに繰り延べていた金額を純利益に組み替えた場合、この誤った予測が、企業が予定取引を正確に予測する能力や、将来、類似の取引にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を用いることの適切性に疑義を生じさせることになるのが問題となる。

(2) FASBの対応

FASBのスタッフは2020年4月28日、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関連して取引が中止又は延期された場合のキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理についてのQ&A文書を公表した。

前述の論点について、まず、FASBのスタッフは、予定取引の延期が新型コロナウイルス感染症の影響に関連するものである場合、予定取引の性質に関連し、企業の支配又は影響力が及ばない、やむを得ない事情が存在することによって生じる稀な状況に関する例外を適用できるとしている。

また、FASBのスタッフは、企業が予定取引を正確に予測する能力や、将来、類似の取引にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を用いることの適切性に疑義を生じさせるような、予定取引が実際には発生しない可能性が高い状態になることが続いているか否かの評価にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響に関連する誤った予測を考慮しなくてもよいとしている。

リース会計基準への影響

(1) 問題の所在

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたリースの借手に対し、リースの貸手が賃料（リース料）の減免を認めることがある（法律や規制によってそれが強制される場合もある）。また、リース契約には、「不可抗力条項」などのかたちで、契約当事者の支配が及ばない特定の状況が生じた場合に、賃料（リース料）の減免を行うことが規定されている場合がある。リース契約に規定されている内容を適用する場合には「リースの条件変更」とはならないが、そのような内容が規定されていない場合や、賃料（リース料）の減免がリース契約に規定されている内容を超えて減免される場合には「リースの条件変更」となり得る。この考え方はIFRS基準においても米国会計基準においても概ね同じである。

(2) IASBの対応

IASBは2020年4月10日、「IFRS第16号とCOVID-19」と題する教育文書を公表し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関連して行われた賃料の減免の会計処理について見解を示した。

後述するように、FASBのスタッフは、この論点についてQ&A文書を公表している。当該文書では、リース料の減免について、「リースの条件変更」に関する定めを類似のリースに対して一律に適用することを選択するか、一律に適用しないことを選択することを認めているが、IFRS第16号「リース」はそのような選択を認めておらず、教育文書においてもその旨説明されていた。

米国会計基準と同様の実務上の救済措置を設ける場合、IASBにおいては基準開発が必要と

なる。そこで IASB は 2020 年 4 月 17 日に臨時
ボード会議を開催し、同様の実務上の救済措置
を導入するために、2020 年 5 月末までに最終
化することを目標に、IFRS 第 16 号を改訂す
ることを決定した。緊急案件のためコメント期
間を 14 日間とし、通常よりもコメント期間を
短縮するために必要な IFRS 財団の評議員の承
認も得る予定であったとした。

臨時ボード会議の結果を受け、2020 年 4 月
24 日、IASB は公開草案 (ED/2020/2) 「COV-
ID-19 に関連した賃料の減免 (IFRS 第 16 号の
改訂案)」を公表した。コメント期限は 2020 年
5 月 8 日とされた。

IASB は 2020 年 5 月 15 日に臨時ボード会議
を開催し、公開草案に対して寄せられたコメン
トを審議した。その結果、後述する微修正を加
えたいうえで最終化することを決定した。

2020 年 5 月 28 日、IASB は「COVID-19 に
関連した賃料の減免 (IFRS 第 16 号の改訂)」
を公表した。最終化された基準の主な内容は以
下のとおりである。

1. 貸手の会計処理は修正しない。
2. 借手の会計処理について、実務上の簡便
法として、賃料の減免が新型コロナウイルス
感染症のパンデミックによる直接的な結果と
して行われたものであり、かつ、以下の条件
を満たす場合には「リースの条件変更」に該
当しないと仮定して会計処理することを認
める。
 - (a)賃料の減免後のリースの対価が、その直前
の対価と同じであるか、これより小さい。
 - (b)賃料の減免は、当初、2021 年 6 月 30 日ま
でに支払われる予定であった賃料について
のみ行われる (賃料の減免が 2021 年 6 月
30 日までに行われた場合には、当該減免
に関連して 2021 年 6 月 30 日より後に賃料
が増加してもよい)。
 - (c)リースのその他の条件に実質的な変更が

ない。

3. 改訂後の基準は、公表日である 2020 年 5
月 28 日よりただちに適用可能とし、未公表
の財務諸表に対しても適用可能とする。
4. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの
変更及び誤謬」に従い、遡及適用を求めるも
のの、累積的影響額について期首の剰余金の
残高を調整することとし、過年度の財務諸表
の修正再表示は求めない。
5. 実務上の簡便法を適用した場合、その旨開
示することを求める。

上記 2. (b)については、公開草案において
は、2020 年中に支払われる予定であった賃
料の減免について適用することが提案されて
いたが、公開草案に寄せられた意見等を踏ま
え、2021 年 6 月 30 日以前に支払われる予定
であった賃料の減免について適用することと
された。

(3) FASB の対応

FASB のスタッフは 2020 年 4 月 10 日、新型
コロナウイルス感染症のパンデミックに関連し
て行われたリース料の減免の会計処理について
の Q&A 文書を公表した。

FASB のスタッフは、既存のリース契約が
リース料の減免について強制可能な権利及び義
務を含むか否か、また、含むとした場合に実際
に行ったリース料の減免が契約で定めた範囲内
であるか否かを判断することは困難であり、
個々の契約についてこの判断を行うことは借手
と貸手の両方においてコストがかかり複雑なも
のとなると指摘したうえで、新型コロナウイル
ス感染症のパンデミックの影響に関連するリー
ス料の減免について、企業が個々の契約につ
いて検討することなく、「リースの条件変更」に
関する定めを適用することを選択するか、又
は、適用しないことを選択することができる
としている。

なお、FASBのスタッフのQ&Aは、IASBのIFRS第16号の改訂とは異なり、借手と貸手の両方に適用される。

ワーク・プランへの影響

(1) IASBの対応

IASBは、2020年4月17日に開催した臨時ボード会議において、以下のとおりワーク・プランを修正することを決定した。

1. IBOR Phase 2とIFRS第17号「保険契約」の改訂については、ワーク・プランを変更しない。
2. 既に公表済みの会計基準「負債の流動・非流動分類（IAS第1号の改訂）」の発効日を1年間、延期し、2023年1月1日以降開始する年度より適用することとする。

この決定を受け、2020年5月4日、IASBは公開草案（ED/2020/3）「負債の流動・非流動分類（IAS第1号の改訂）—発効日の延期」を公表している（コメント期限：2020年6月3日）。

3. コメントを募集中の文書について、コメント期間を3か月延長する。

	変更前	変更後
公開草案「全般的な表示及び開示」	2020年6月	2020年9月
情報要請「IFRS for SMEsの包括的な見直し」	2020年7月	2020年10月
ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」	2020年9月	2020年12月

4. 2020年中にコメントを募集するために公表する予定の主な文書については、公表時期を延期する。

	変更前	変更後
ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」	2020年6月	2020年9月
情報要請「IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号の適用後レビュー」	2020年8月	2020年12月
情報要請「アジェンダ・コンサルテーション2020」	2020年9月	2021年3月
公開草案「的を絞った会計基準レベルの開示の見直し」	2020年9月	2021年3月

なお、公開草案「経営者による説明」は公表時期を2020年12月から変更しないことが決定されている。

(2) FASBの対応

FASBは2020年4月8日にボード会議を開催し、その結果を受けてGolden議長が声明を発表した。要旨は以下のとおり。

1. 非公開の営利企業と非営利企業に対し、新リース会計基準の適用を1年間遅らせることを提案する公開草案を公表する。コメント期間は15日間とする予定である。
2. フランチャイザーによる収益認識基準の適用を簡素化する方法を検討するリサーチ・プロジェクトをアジェンダに追加する。その間、非公開の営利企業であるフランチャイザーに対し、新収益認識基準の適用を1年遅らせることを提案する公開草案を公表する。
3. FASBのスタッフは、リース料の減免の会計処理に関するQ&A文書を公表する予定である（前述）。
4. 一般からのコメントを募集する文書の公表を一時的に停止する。また、一般に対するア

ウトリーチを要する作業は延期する。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する会計上の救済措置の議論は今回のボード会議で終了するわけではない。関係者の声を聞きながら今後も議論していきたい。

なお、上記 1. 及び 2. について、FASB は 2020 年 4 月 21 日、コメント期限を 2020 年 5 月 6 日として会計基準更新書 (ASU) 案 (公開草案)「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606 及びリース (Topic 842) : 特定の企業の発効日)」を公表している。

むすびに代えて

本稿では、IASB 及び FASB による新型コロナウイルス感染症の影響への対応について紹介した。新型コロナウイルス感染症の広がり方等にもよるが、今後、追加のガイダンス等が IASB 及び FASB から出ることがあれば紹介することとしたい。